相談室Q&A

社会保険関係



非常勤役員は社会保険や労働保険の適用対象となるのか

このほど非常勤役員に就任する者がいますが、社会保険や労働保険の適用関係は どのようになるかご教示ください。週3~4日程度の出勤で、就業時間は特に規定 していません。 (新潟県 A社)

非常勤役員の社会保険の適用については適用事業所との実質的な使用関 係の有無により判断される。一方、労働保険は原則として適用されない

回答者 岩澤 健 いわさわ たけし 社会保険労務士(社会保険労務士法人大野事務所)

1.問題の所在

一般的に非常勤役員は、経営方針に対する助言、 コーポレートガバナンスの強化、または別分野の ノウハウの強化など、さまざまな企業のニーズに 基づいて就任するケースが考えられます。しかし ながら、そもそも非常勤役員の法的な定義はあり ません。

では、ご質問の非常勤役員の社会保険や労働保 険の適用については、どのように取り扱うべきで しょうか。

この点、非常勤であっても委任契約に基づく役 員に変わりはありませんので、社会保険や労働保 険における役員の取り扱いを確認する必要がある といえます。

2. 社会保険(健康保険・厚生年金保険)の適用につ いて

健康保険法3条では「この法律において『被保 険者』とは、適用事業所に使用される者及び任意 継続被保険者をいう」とし、厚生年金保険法9条 では「適用事業所に使用される70歳未満の者は、 厚生年金保険の被保険者とする」と定められてい ます。さらに健康保険・厚生年金保険では、役員 や法人の代表者であっても、法人から労務の対償 として報酬を受けている者は、法人に使用される 者として被保険者の資格を取得するものとされて います (昭24. 7.28 保発74)。

つまり、被保険者となるには、適用事業所から 「労務の対償として報酬を受け」「使用される者」 と認められることが必要となりますので、ご質問 の非常勤役員が実質的にどのような関係にあるか どうかが、社会保険の適用についてのポイントに なるといえます。

これに関して、日本年金機構にて公表されてい る疑義照会において、役員の被保険者資格の取り 扱いに関するもの (受付番号No.2010 - 111) があ り、「適用事業所において使用され、労務の対償 として報酬を受けている役員は常勤、非常勤を問 わずにすべて被保険者として扱うのか」との問い に対して、「労務の対償として報酬を受けている 法人の代表者又は役員かどうかについては、その 業務が実態において法人の経営に対する参画を内 容とする経常的な労務の提供であり、かつ、その 報酬が当該業務の対価として当該法人より経常的 に支払いを受けるものであるかを基準に判断され たい」と回答しており、参考となります。

また、これに関連する別の疑義照会 (受付番号 No.2010 - 77) では、使用関係の有無に関する具体 的な判断材料例が、以下のとおり示されています。

当該法人の事業所に定期的に出勤しているかど うか

当該法人における職以外に多くの職を兼ねてい ないかどうか

当該法人の役員会等に出席しているかどうか 当該法人の役員への連絡調整または職員に対す る指揮監督に従事しているかどうか

当該法人において求めに応じて意見を述べる立 場にとどまっていないかどうか

当該法人等より支払いを受ける報酬が社会通念 上労務の内容に相応したものであって実費弁償 程度の水準にとどまっていないかどうか

ご質問の非常勤役員については、週3~4日程 度出勤するとあり、ほぼ定期的に出勤していると 推測されますので (上記判断材料)、その他の 判断材料 (~)を確認して、総合的判断にお いて実質的な使用関係等があると認められる場合 には、社会保険の被保険者として取り扱われるも のと考えられます。

つまり、「非常勤」という名称にかかわらず、 実態に基づいた複数の判断材料によって、社会保 険の被保険者資格が認められることになります。

3. 労働保険(労災保険・雇用保険)の適用について

一方、労働保険はその適用対象を労働者として いるため、原則として、役員には適用されません。 ただし、労働者性があると認められる役員につい ては、労災保険、雇用保険ともに保険対象となる 場合があります。

今回のご質問の非常勤役員が、経営方針に対す る助言等、前述の一般的な理由で就任されるので

あれば、労働者性があると判断される可能性は低 いため、当該非常勤役員の労働保険の適用はない ものと考えられます。

最後に、例外的に役員が労働保険の対象となる 場合を示します。

[1] 労災保険

「法人の取締役、理事、無限責任社員等の地位 にある者であっても、法令、定款等の規定に基づ いて業務執行権を有すると認められる者以外の者 で、事実上、業務執行権を有する取締役、理事、 代表社員等の指揮、監督を受けて労働に従事し、 その対償として賃金を得ている者は、原則として 労働者として取り扱うこと」(昭34, 1.26 基発48) 具体的なケースとして、以下の2点が挙げられ ます。

役員の業務のほかに、他の労働者と変わらない 業務にも従事し、役員報酬とは別に、労働の対 償として賃金を得ている者

名目的な役員で、実態は他の労働者と変わらず、 指揮命令を受け、業務に従事している者

[2]雇用保険

「株式会社の取締役は、原則として、被保険者 としない。取締役であって同時に会社の部長、支 店長、工場長等従業員としての身分を有する者は、 報酬支払等の面からみて労働者的性格の強い者で あって、雇用関係があると認められるものに限り 被保険者となる」(取扱要領20351)

雇用保険では兼務役員において、役員的性格よ リ労働者的性格が強い場合に、被保険者となりま す。具体的な要件として、役員報酬と賃金を比較 して賃金の占める割合が役員報酬を上回っている ことや、労働者部分についての就業規則等の適用 が一般の労働者と同様であることが必要となりま す。